

放送番組の適正取引に関する ガイドライン概要（素案）

平成20年7月2日

調査の概要

ガイドライン作成にあたって、以下のような実態調査を実施。当該実態調査及び検討会における議論を踏まえ、ガイドライン素案を作成。

(1) 調査対象

- ・番組製作会社 28社（内訳：関東 9社、その他地域 19社）
- ・放送局（地上テレビジョン放送事業者）18社
（内訳：関東 5社、大阪・名古屋 5社、その他地域 8社）

(2) 調査方法

- ・直接訪問の上、面接してヒアリング（各1～2時間）

(3) ヒアリング内容

- ・以下の項目について、各社の番組製作取引の実態を把握。
 - ① 適用対象範囲
 - ② 発注書及び契約書の交付、交付時期
 - ③ 支払期日の起算日
 - ④-1 著作権の帰属（納入した番組・素材）、窓口業務
 - ④-2 取引強制等
 - ⑤ 買ったたき
 - ⑥ 音楽著作権

① 適用対象範囲(下請法第3条等関係)

■ 関連する条文

- ・「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)(以下、「下請法」と略記。)第3条第1項(発注書面の交付義務)
- ・「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」(以下、「独禁法」と略記。)第2条第9項の規定
「不公正な取引方法」(昭和57年6月18日 公正取引委員会告示第15号)

<事例>C番組製作会社が、A放送局の子会社であるB番組製作会社との間で、番組製作委託(孫請け)の交渉を進めていた。

C社からB社に、発注書・契約書の交付を求めたところ、「うちは子会社なので、下請法の対象外」との説明を受け、書面の交付を拒否された。

<<解説>>

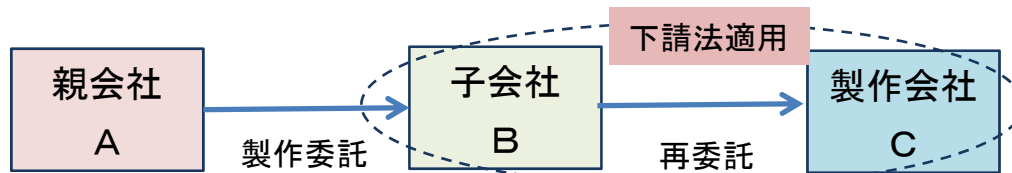
(1) **下請法** : 下請法上、番組製作会社あてに発注する子会社が、下請法の定める親事業者より小規模であっても、親事業者と当該子会社が、支配関係にある場合には、「親会社と同等とみなされる」とされており、親事業者自らが下請会社に発注せず、その子会社を介在して下請会社に発注する場合も、下請法の適用がある。

(参考条文)子会社について(下請法第2条第9項 概要)

・以下の要件を満たしているときは、その**子会社等が親事業者とみなされ、下請法が適用される。**

①親会社から役員任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合(例:親会社の議決権が過半数の場合等)

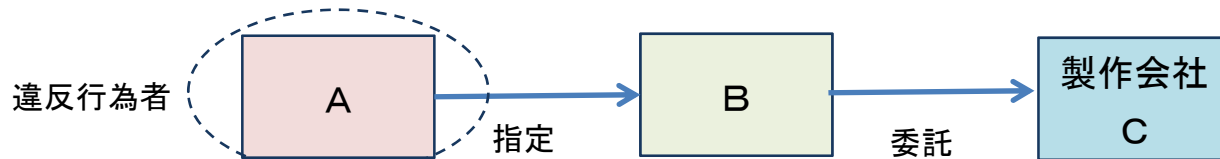
②親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合(例:委託額又は量の50%以上を再委託)



(2) 独占禁止法

「不公正な取引方法(上記)」では、「相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。(10項「抱き合わせ販売等」)」や、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。(14項「優越的地位の濫用」)」が挙げられている。

B番組製作会社のC番組製作会社に対する書面の不交付などが、当該下請取引におけるC番組製作会社の取引上の地位を不安定にさせ、不利益を与える可能性があれば、B番組製作会社は、優越的地位を濫用したと判断される可能性がある(一般指定14項4号)。



② 発注書及び契約書の交付、交付時期(下請法第3条及び第5条関係)

■ 関連する条文

- ・ 下請法 第3条及び第5条

(書面の交付等)

第3条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

(書類等の作成及び保存)

第5条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領(役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施)、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成し、これを保存しなければならない。

※「製造委託等」:この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

■ 法の趣旨を踏まえて行われていると考えられる事例

【発注書、契約書の交付について】

- 発注書について、単発／レギュラー、全部委託／部分委託、報道等10数種類の書式(ひな形)を用意。様式に沿って書けば必要事項がすべて網羅されるようになっている。契約書については、「全部委託」、「部分委託」、「放送権譲渡」の3つの発注形態ごとにひな形を用意。

これらの書式について、社内で研修会を開催するほか、製作会社に対しても説明会を開催し、周知を図っている。

- 経理処理はシステム化されており、電子決裁で稟議書を回す場合、必ず必要書面(当初書面・補充書面)を添付しなくてはならない。システムには当該番組の製作担当、編成管理担当、経理担当、コンプライアンス担当等がアクセスできるので、それぞれの目からチェックが可能。
- 発注書に通し番号を付し、支払伝票を経理に出す際に確認を行っている。経理では発注書に金額が書いてあるか、60日以内に支払われるかといったチェックをしている。
- 放送番組製作委託契約の際、「発注書」を発行することなく、経理処理を行わないように、発注書面が交付されていない場合は、アラートがなるシステムを採用。
 - ・ 「発注書管理システム」を支払システムと連動させ、発注書の交付がなされなければ支払が物理的にできないようなシステムを採用。
 - ・ 発注書面作成の際、契約相手方と契約内容を入力すれば、当該相手方が下請法対象か否かがすぐに識別できるようにしている。
 - ・ 発注書面の記載内容について、下請法に記載されている必須記載項目をすべて満たすようなフォーマットとしている。
 - ・ 発注書面に必要な記載事項が全て記載され、交付されないと、アラートが常時表示されるシステムとしている。
 - ・ 交付日付についても管理を行い、発注書面の保存・管理を実施している。

② 発注書及び契約書の交付、交付時期(下請法第3条及び第5条関係)

■ 法の趣旨を踏まえて行われていると考えられる事例(続き)

【交付時期について】

- 番組製作の発注書の交付時には製作費(契約金額)が決まっていなことが多いので、発注後速やかに「当初書面」として金額未定のままで書類を交付。その後、金額が決定した時点で「補充書面」を交付。実際の番組製作の進行に合わせて金額が変わっていくのが現状であり、実態に合わせて発注書の交付を行っている。
- 放送局で番組内容について企画し、外部発注を行うことが決まった場合、製作会社と局のプロデューサー間での諸条件の調整後、合意を受けて発注書を交付する。発注書交付を受けて番組製作が開始され、番組納入までの間に契約書を交付する。
- 企画が決定した段階で最初から金額を確定して迅速に覚書を締結している。

■ 法違反となりうる事例

- 発注の時点で、書面が交付されないことも多々ある。多くの場合、後付けで、放送後等に送付されることも少なくない。
- 書面が交付される場合も、ほとんどが「発注書」のみであり、金額等の記載がないことも多い。
- 金額については、口頭で告げられることが多く、納入後に製作会社側から確認するまで連絡がないこともある。

《解説》

○下請法第3条では「親事業者は、発注に際して公正取引委員会規則に定める事項を記載した書面を下請事業者に交付する義務がある」とされている。(「下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則(3条規則)」に定められた具体的記載事項:①親事業者及び下請事業者の名称、②委託をした日、③下請事業者の給付の内容、④給付を受領する期日、役務が提供される期日又は期間、場所等、⑤下請代金の額、⑥下請代金の支払期日等)

○下請法第3条第1項ただし書の「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当するとされている。

(略)・**放送番組の作成委託**において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合

ただし、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を**当初書面**に記載する必要がある。また、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は「直ちに」当該特定事項を記載した**補充書面**を交付しなければならない。(『下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準』(H15公正取引委員会通達)より)

→ 発注書が全く交付されていない事例は下請法違反に該当するといえる。また、発注書が交付されていても、金額等が記載されておらず、それらを定められない理由や定める予定期日の記載もない場合は、要件を満たした書面とはいえない。番組の納入後、放送後になっても、当該事項を記載した補充書面が交付されていない場合は、下請法違反(罰則※)に該当するおそれがある。

※ 発注書面の交付義務(第3条第1項)違反、取引に関する書類の作成・保存義務(第5条)に違反、もしくは虚偽の書類を作成した場合等は罰則の対象となる(50万円以下の罰金(刑事罰))[下請法第10条(罰則)]

③ 支払期日の起算日(下請法第4条第1項第2号関係)

■ 関連する条文

・下請法 第2条の2及び第4条

(下請代金の支払期日)

第2条の2

- 1 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。)から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- 2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

(親事業者の遵守事項)

第4条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。 (以下略)

※「製造委託等」:この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

〈解説〉

上記規定については、以下のように解されている。(『下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準』(H15公正取引委員会通達)より)

- 下請法第4条第1項第2号の「下請代金の支払遅延」では、親事業者が物品等を受領した日(役務提供委託の場合は、役務が提供された日)から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わない場合が禁止されている。
- 「想定される違反事例行為」として、放送日を支払起算日とすることによる支払遅延の例が挙げられており、
 - ・「親事業者が、放送番組の製作を下請事業者に委託し、放送日を起算日とする支払制度を採っているところ、放送が当初の予定日より遅れるなどして受領日と放送日が開くことにより、納入後60日を超えて支払が行われる場合」や
 - ・「親事業者が、毎月一本ずつ放送される放送番組の作成を下請事業者に委託しているところ、下請事業者から数回分まとめて納入され、それを受領したにもかかわらず、放送された放送番組に対して下請代金の額を支払う制度を採用していたため、一部についての支払が納入後60日を超える場合」については違反するおそれがあるものとされている。

③ 支払期日の起算日(下請法第4条第1項第2号関係)(続き)

■ 法の趣旨を踏まえて行われていると考えられる事例

- 下請法改正前までは、放送番組製作委託契約について、支払期日を「放送日」起算で処理していたが、下請法改正後、「納入日から60日以内に支払わなければならない」ということを遵守するため、支払期日を「納入日」起算に変更した。納入された翌月頭に会計処理がなされ、その月中に支払が行われるようにしている。
- かつては放送日の翌月支払ということにしていたが、現在(下請法改正の前から)は納入日を起算日としており、製作会社からの早期支払要請に基づき納入後1週間程度で支払った事例もある。
- 金額は発注書、契約書双方に記載。支払基準は番組納入時だが、着手金として製作途中で支払う場合もある。
- 契約書に、支払期限について、「当月末締め、翌月現金払い、手数料放送局持ち。」と記載している。契約書に支払期限は明記していないが、発注書に「受領後60日以内に支払い」と明記している。
- 製作費の支払時期について、求めがあれば、費用の一部前払いができるように、契約書の条項に盛り込んでいる。実際、製作・取材過程で支払った実績もあり。

■ 法違反となりうる事例

A製作会社とB放送局が番組製作委託契約を結び、製作会社が完パケ番組(※)について納入を行ったが、通常支払については、「放送日起算」とされるため、当該番組の放送後、製作会社より放送局に対して請求書を送付することとしている。通常早ければその月内に支払われるが、完パケ番組の納入日と放送日が1ヶ月程度開くことがあり、その場合は、支払いが納入日から60日を過ぎて支払われる場合が時々ある。

※ 「完パケ番組」…「完全パッケージ番組」のことであり、放送番組製作会社が収録・編集済みのいつでも放送できるように完全に出来上がっている番組として放送局に納品したもの。

《解説》

- ・ 本事例では、「放送日」を起算とする支払制度をとっており、かつ放送が予定日より遅れ、納入された日と放送日の間隔が開くことにより、納入後60日を超えて支払いが行われていることから、明確に、下請法違反に該当するおそれがあると考えられる。

④-1 著作権の帰属(納入した番組、素材)、窓口業務

■ 関連する条文

○下請法 第4条 (親事業者の遵守事項)

1 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(略)に掲げる行為をしてはならない。

一～四 (略)

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。)に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一・二 (略)

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

○独占禁止法 第19条「不公正な取引方法」

・昭和57年公正取引委員会告示「不公正な取引方法」

14項 優越的地位の濫用 第3号 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること

第4号 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。

※「製造委託等」:この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

■ 法の趣旨を踏まえて行われていると考えられる事例

1. 著作権(納入した番組、素材(製作過程で生じた撮影した全映像、当該映像などをおさめた録画・録音テープなど)の帰属について

- ① 完パケ番組製作の場合、「発意と責任」が製作会社にあれば、基本的には、製作会社に著作権が帰属する。「企画の発案者、製作実態」により著作権の帰属を決めるが、基本的には製作主体をリスペクトしながら権利の帰属を考えている。
- ② 完パケ番組の製作委託の場合、一律製作会社に著作権が帰属するようにしている。
- ③ 企画した製作会社に著作権を帰属させ、放送局に放送権を譲渡してもらう形の発注形態を試みている。地上波、BS、CS等での放送の期間、回数等の条件を協議して、放送権の譲渡を交渉。ドラマでは例があったが、バラエティ番組で初めて。
- ④ 完パケ番組製作の場合、素材の著作権については番組製作会社に帰属。当該素材は、番組製作会社が放送局とは関係なく自由に使用できる。

2. 著作権の対価について

- ① 企画公募を行っており、その枠の番組については、放送局は「放送権」のみ購入しており、著作権は番組製作会社に帰属する。その場合、番組製作会社が著作権を放送局に譲渡する場合には、放送局は番組製作会社に対し、「著作権の対価」に係る部分を、製作委託費とは別に明示して支払っている。
- ② 発注書面の協議事項として、「納入物の一部に製作会社に原始的に著作権が発生する場合、発注金額には製作委託費とは別に、放送局に権利を譲渡する対価も含まれる」としている。なお、素材に対しても、「別途、相当の対価を支払う」旨明記。
- ③ 著作権や素材について放送局が譲渡を受ける場合、適切に対価に反映されているのか否かをきちんと認識するようにしており、たとえば素材についても仮に放送局に譲渡する場合でも、対価がなく、放送局に一方向的に譲渡させるようなことがないようにしている。

④-1 著作権の帰属(納入した番組、素材)、窓口業務(続き)

■ 法の趣旨を踏まえて行われていると考えられる事例(続き)

3. 窓口業務について

- ① 二次利用の窓口業務については、原則、放送局が担うが、ケースバイケースであり、製作会社から窓口業務について意思が示された場合は、それを認めている。また、二次利用による収益は、協議し配分している。
- ② 窓口業務を行う側は、二次利用を行う場合には必ず事前に相手方に連絡し、権利処理方法、配分などについて協議して決定する。合意が得られなければ、当該利用はできず、両者の意向が十分反映されていると認識。
- ③ 二次利用については協議事項で別途覚書締結となっており、条項としては「二次利用の機会を拡大した者が当該利用の窓口となることを原則する」となっており、契約書上も明確に製作会社も二次利用の主体となりうる。放送局に著作権が帰属する場合でも、二次利用で収益がある場合は、製作会社にも配分する。
- ④ 窓口業務については放送局と番組製作事業者の間で双方の意向を十分確認し合い、決めている。
- ⑤ 二次利用の権利は、「放送局と製作会社が共有し、重大な支障がない限り互いに異議なく応じる」旨契約書に明記しており、二次利用の意欲と可能性のある方が権利を行使する形をとっている。

■ 法違反となりうる事例

<事例>

番組製作会社が放送局とドラマの製作委託契約を結び、番組製作会社は、企画、撮影、製作、編集まで自社で行い、完パケの形で放送局に納入した。この場合、

- ① 当該契約の契約書には「著作権については放送局に帰属する」と記載されており、この契約書は、放送局から特段の協議なく提示されているものである。製作委託契約の対価については、製作会社側の見積をもとに、放送局にて製作費を決定した額であり、契約書上も「当該委託業務の対価として支払う」とされており、著作権の譲渡に対する価格は明記されていない。
- ② 完パケを製作するにあたり、撮影の過程で発生した「素材」についても、契約書上、全て放送局に納入し、納入されたものに関する著作権、著作隣接権、所有権、二次利用権の一切は放送局に帰属するとされている。また、その対価に関する協議はない。

《解説》 → 次ページ

■事例①について

【下請法に関して】

- ア) 番組製作会社が、企画、製作等の全てを行い、全体の費用や個々に係る経費について実質的に決定し、完パケ納入している場合は、著作権法上、番組製作会社が、「製作に発意と責任を有る者」として、当該番組の著作権者と考えられる。
- イ) 下請法上の親事業者となると考えられる放送局が、製作を委託する放送番組について、下請事業者となる番組製作会社の著作権を親事業者に譲渡させることとし、その対価が下請代金に含まれているものの、下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、対価が不当に低い下請代金の額を定める場合は下請法上問題となるおそれがある。
- ウ) 上記については、次のように考えられている。(出典:「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成15年公正取引委員会))

＜情報成果物作成委託、役務提供委託において想定される違反行為事例＞

- 5-10 親事業者が、制作を委託した放送番組について、下請事業者が有する著作権を親事業者に譲渡させることとしたが、その代金は下請代金に含まれているとして、下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、対価が不当に低い下請代金の額を定める場合
- エ) 本事例の場合は、著作権の対価について特段の協議をすることなく金額が決められており、支払われた製作委託異には著作権の対価については含まれていないと考えられることから、下請法上の「買ったたき」に該当するおそれがある。

【独占禁止法に関して】

- ア) 本事例について、独占禁止法の不公正な取引方法(第14条 優越的地位の濫用)において問題となる場合があると考えられる。
- イ) 「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成10年)では、「7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い」として次のような解釈が示されている。
- ・「役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること(二次利用)を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。」
- 「しかしながら、このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡又は二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っている」と認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない。
- ただし、このような場合であっても、成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合など、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となる。」
- ウ) 本事例のように、著作権の譲渡に対する対価に関する協議が行われずに、契約が締結されていることから、放送局の行為について優越的地位の濫用として問題となる可能性があると考えられる。

(つづき)

■事例②について

- ア) 本事例では、撮影の過程で発生した「素材」についても、一方的に放送局に著作権が帰属することとなっている。
前頁 独占禁止法指針では、「情報成果物に係る権利等の一方的な取扱い」については、以下のように解されている。
・「取引上優越した地位にある委託者が受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡(許諾を含む)させたり(略)する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい」とされている。(出典:「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(H10公正取引委員会))
- イ) また、独占禁止法上問題となる場合として、「ウ 受託者が情報成果物を作成する過程で発生した取引対象外の成果物等の権利の譲渡及び二次利用の制限等 受託者が取引対象である情報成果物を作成する過程で生じた当該成果物以外の成果物等について、受託者に権利が発生する場合において、委託者が上記ア(権利の譲渡)又はイ(二次利用の制限等)と同様の行為を行う場合」とされている。
- ウ) 上記に鑑みると、
- ・ 「取引対象の情報成果物」とは「完パケ納入した完成した番組」であると考えられ、「素材」はその成果物を作成する過程で生じたものであると考えられること
 - ・ 「素材」に関する特段の協議は行われずに、契約書でその譲渡を決められていること
- から、本事例における放送局の行為について優越的地位の濫用にあたる可能性があると解される。
- エ) また、本事例の場合、「著作権に関する特段の協議は行っていないこと」、「委託者側である放送局は自己の費用負担(番組制作費)により作成されたことを理由に一方的に著作権を譲渡させていると考えられること」から、本事例における放送局の行為について優越的地位の濫用にあたる可能性があると解される。

⑤ 買ったたき(下請法第4条第1項第5号)

■ 関連する条文

○下請法

- ・ 買ったたき(第4条第1項第5号):類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること

○独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

第19条「不公正な取引方法」

- ・「昭和57年公正取引委員会告示「不公正な取引方法」 14項 優越的地位の濫用
第3号 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること
- ・「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成10年公正取引委員会)のうち、「著しく低い対価での取引の要請」

■ 法の趣旨を踏まえて行われていると考えられる事例

【レギュラー番組の製作費減額について】

- レギュラー番組で外部発注している場合、同じ内容・クオリティのまま、契約金額を一律に減額することは通常ない。減額する場合は、内容、企画、キャストを見直し・変更している。
- 製作費を削減するときは、一方的な通知ではなく、双方協議して納得した上で行っている。

【契約金額の決定／単価※表の活用について】

※ 例えば、「演出費／ディレクター： ○円／日」、「機材費／カメラ： ○円／日」等の形で、製作費見積りの目安となる単価を決めている。

- 放送局内での費用見積の目安をつけるため単価表を作り、契約金額設定の参考としている。レギュラー枠では分数によりおおまかな額が設定されている。
- 契約締結に当たっては、製作会社の経営者と放送局のプロデューサーの間で十分な話し合いを行い、コミュニケーションをはかり、無理のないように調整して合意を得ている。きちんと単価を設定した上で製作費を決めている。
- 番組改編期や、新しい企画ごとに、単価も見直している。ディレクター等の単価は経験年数に基づいて設定されているが、経験とともに単価を上げていかないとモチベーションも上がらないので、時間をかけて交渉し、単価を上げる等している。
- 番組製作に当たっては「予算管理」のプロセスにより、予算が適正かどうか、プロデューサー、編成、編成管理等の各担当がチェックしている。その際、予算額は製作会社からの見積もりをもとに設定されるが、放送局内で作成した単価の目安も参考に妥当性、適正性を確認している。

⑤ 買ったたき(下請法第4条第1項第5号) (続き)

■ 法違反となりうる事例

○ 番組単価の引下げ(レギュラー番組の製作費減額)

ア) ある製作会社が、放送局から継続して毎年請け負っていたレギュラー番組(完パケ納入)について、契約改編期に製作費の減額を告げられた。理由として、デジタル化投資や広告費の減少のため、経費節減が必要となっていると説明があった。製作会社が意見を言うと、放送局側から「他にいくらでも安く作ってくれるところがある」と言われたため、結局その金額で引き受け、赤字覚悟で番組製作を行わざるを得なかった。

イ) 単発番組で、数年前から同じような内容(同程度の取材期間・スタッフ、経費等が必要)で請け負っている番組について、製作費が大幅に減額された。放送局側から一方的に通知されたのみだった。

〈解説〉

○下請法では、親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対して通常支払われるべき対価に比べて著しく低い額を不当に定めることが禁止されている。

なお、下請法の適用がない当事者間でも、上記の行為は、独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たると解される。

○「買ったたき」に該当するか否かについては、下請代金の額の決定に当たって下請事業者と十分な協議が行われたかどうか、対価の設定が差別的であるか、通常取引においてコストと認められる額を明らかに下回っているか否か等の要素を勘案して総合的に判断される。

また、下請法に関する運用基準においても、以下のように記述されている。

「次のような方法で下請代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

イ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

ウ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常対価より低い単価で下請代金の額を定めること。」

→ 本事例の場合、

- ・ 下請代金額決定にあたっては、局から一方的に通知され、また異議を述べた場合に、取引を打ち切ることを示唆されており、十分な協議が行われたとは言えないこと。
- ・ 類似の番組について、過去の製作費と比べ、現在の価格が明らかに下回っており、レギュラー番組については一律一定比率で下げられていること。

以上から、下請法で規定している、「買ったたき」に該当するおそれがあると考えられる。

(参考資料)

(参考) 下請法における罰則・勧告

「罰則」の対象:

50万円以下の罰金(刑事罰)

- ・ 発注書面の交付義務(第3条第1項)に違反した場合
- ・ 取引に関する書類の作成・保存義務(第5条)に違反、もしくは、虚偽の書類を作成した場合
- ・ 取引に関する報告(第9条第1項～第3項)をしない、もしくは、虚偽の報告をすること、又は、立入検査拒否、妨害、忌避した場合

「勧告」の対象:

- ・ 受領拒否(第4条第1項第1号):
注文した物品等の受領を拒むこと
- ・ 下請代金の支払遅延(第4条第1項第2号):
下請代金を受領後60日以内に定められた支払期日までに支払わないこと
- ・ 下請代金の減額(第4条第1項第3号):
あらかじめ定めた下請代金を減額すること
- ・ 返品(第4条第1項第4号):
受け取ったものを、返品すること
- ・ 買ったたき(第4条第1項第5号):
類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること
- ・ 購入・利用強制(第4条第1項第6号):
親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること(購入・利用強制)
- ・ 報復措置(第4条第1項第7号):
下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
- ・ 割引困難な手形の交付(第4条第2項第2号):
一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること
- ・ 不当な経済上の利益の提供要請(第4条第2項第3号):
下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること
- ・ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し(第4条第2項第4号):
費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること
- ・ 有償支給原材料等の対価の早期決済(第4条第2項第1号)(役務提供の場合は除く):
有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること

(参考) 独占禁止法について ①

○昭和二十二年法律第五十四号(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)(昭和二十二年法律第五十四号)

第2条 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

- 一 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 二 不当な対価をもつて取引すること。
- 三 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、又は強制すること。
- 四 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。
- 五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- 六 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、若しくは強制すること。

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第20条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

○不公正な取引方法(昭和五十七年六月十八日 公正取引委員会告示第十五号)

排他条件付取引

11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

拘束条件付取引

13 前二項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

優越的地位の濫用

14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

- 一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
- 二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
- 四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。

五 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第三項の役員をいう。以下同じ。)の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

(参考)独占禁止法について ②-1(優越的地位の濫用等)

○ 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針

平成10年3月17日 公正取引委員会
(平成16年3月31日改定)

(注1) 情報成果物とは、下請法に定める次に掲げるものをいう。

② 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの 例:テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、ラジオCM、映画、アニメーション

第1 優越的地位の濫用規制についての基本的考え方

第2 委託者による優越的地位の濫用行為

1 代金の支払遅延

2 代金の減額要請

3 著しく低い対価での取引の要請

4 やり直しの要請

5 協賛金等の負担の要請

6 商品等の購入要請

(1)考え方

委託者が、受託者に対し、役務の委託取引関係を利用して自己の販売する商品又は役務のほか、委託者の関係会社や取引先事業者が販売する商品又は役務の購入を要請することがある。

取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、商品又は役務の購入を要請する場合には、受託者は、当該商品又は役務の購入を希望しないときであっても、今後の役務の委託取引に与える影響を懸念して当該要請を受け入れざるを得ないこととなり、優越的地位の濫用として問題となる。

なお、このような商品等の購入要請は、いわゆる相互取引(それぞれ相手方がその事業遂行上必要な商品又は役務を販売している場合において、取引の相手方からの商品又は役務の購入と、相手方への自己の商品又は役務の販売が関連付けられている取引をいう。)の申出として行われる場合があり、このような相互取引についての考え方は、流通・取引慣行ガイドライン第1部第5(不当な相互取引)記載のとおりである。

(2)独占禁止法上問題となる場合

取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、自己又は自己の指定する者から、次のような方法により受託者がその事業遂行上必要としない商品又は役務を購入させることは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる。

①委託取引担当者等の役務の委託取引に影響を及ぼし得る者が購入を要請する場合

②受託者に対し、組織的又は計画的に購入を要請する場合

③購入する意思がないとの表明があった場合又はその表明がなくとも明らかに購入する意思がないと認められる場合に、重ねて購入を要請し、又は不必要な商品を一方的に送付するとき

④購入しなければ今後の役務の委託取引に影響すると受け取られるような要請をし、又はそのように受け取られるような販売の方法を用いる場合

(参考)独占禁止法について ②-2(優越的地位の濫用等)

7 情報成果物に係る権利等の一方的取扱い

(1) 考え方

情報成果物が取引の対象となる役務の委託取引にあつては、受託者が作成した成果物について、受託者に著作権が発生したり、受託者にとって特許権、意匠権等の権利の対象となることがある。また、受託者が当該成果物を作成する過程で、他に転用可能な成果物、技術等を取得することがあり、これが取引の対象となる成果物とは別の財産的価値を有する場合がある。

このような役務の委託取引において、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、当該成果物が自己との委託取引の過程で得られたこと又は自己の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に、これらの受託者の権利を自己に譲渡(許諾を含む。以下同じ。)させたり、当該成果物、技術等を役務の委託取引の趣旨に反しない範囲で他の目的のために利用すること(二次利用)(注14)を制限する場合などには、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

しかしながら、このような場合に、成果物等に係る権利の譲渡又は二次利用の制限に対する対価を別途支払ったり、当該対価を含む形で対価に係る交渉を行っているとき認められるときは、優越的地位の濫用の問題とはならない。ただし、このような場合であっても、成果物等に係る権利の譲渡等に対する対価が不当に低い場合や成果物等に係る権利の譲渡等を事実上強制する場合など、受託者に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用として問題となる。

(注14) 二次利用としては、例えば、以下のような場合がある

- ①委託者からの発注により、受託者が地上放送用に制作したテレビ番組を、ビデオ化して販売する場合
- ②委託者からの発注により、受託者が劇場映画用に制作したアニメーションを、インターネットにより配信する場合 他

(2) 独占禁止法上問題となる場合

ア 情報成果物の権利の譲渡

- ①受託者に権利が発生するにもかかわらず、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、一方的に当該成果物に係る著作権、特許権等の権利を委託者に譲渡させる場合
- ②受託者に権利が発生する場合において、二次利用による収益配分を条件として、著作権等の権利を委託者に譲渡したにもかかわらず、二次利用の管理を行う委託者が受託者からの二次利用の要請・提案に対して、合理的な理由がないのに応じない場合

イ 情報成果物の二次利用の制限等

- ①受託者に権利が発生し、委託者には権利が発生しないにもかかわらず、委託者が、自らに又は自らにも権利が発生すると主張しこれを前提として、受託者との間で、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合
- ②受託者に権利が発生する場合において、委託者が、当該成果物が委託者との委託取引の過程で得られたこと又は委託者の費用負担により作成されたことを理由として、受託者に対し、一方的に当該成果物の二次利用の収益配分などの取引条件を取り決める場合、又は二次利用を制限する場合
- ③受託者に権利が発生する場合において、受託者が、委託者が提示する成果物作成の対価に加えて、当該成果物の二次利用による収益配分の条件も考慮して当該成果物の作成を受託したにもかかわらず、二次利用の管理を行なう委託者が受託者からの二次利用の要請・提案に対して、合理的な理由がないのに応じない場合

ウ 受託者が情報成果物を作成する過程で発生した取引対象外の成果物等の権利の譲渡及び二次利用の制限等

受託者が取引対象である情報成果物を作成する過程で生じた当該成果物以外の成果物等について、受託者に権利が発生する場合において、委託者が上記ア及びイと同様の行為を行う場合

○ 下請取引適正化推進講習会テキスト

平成19年11月 公正取引委員会・中小企業庁

1 下請代金支払遅延等防止法の内容

(1) 本法制定の趣旨

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用行為に該当し、同法第19条の規定に違反するおそれがある行為であるが、同法により規制する場合は、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要がある。この認定は、最終的には、同法の審査審判手続によって行われることになるが、この手続によるときは、相当の期間を要し問題解決の時機を失するおそれがある上、親事業者と下請事業者との継続的取引関係をむしろ悪化させる要因となる場合もあり、結果として下請事業者の利益にならないことも考えられる。

また、下請取引の性格上、下請事業者が親事業者の違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に申告することは、余り期待できない。

したがって、下請事業者の利益を確保するためには、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手続が必要であるとの考えから、下請代金支払遅延等防止法(以下「本法」という。)が、昭和31年に独占禁止法の特別法として制定された。

すなわち、本法は、適用対象を明確にするとともに、優越的地位の濫用行為及び違反行為の排除措置の内容を具体的に法定するなど独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の保護を図ろうとするものである。